

特定秘密保護法案の参議院強行採決に抗議する会長声明

2013（平成25）年12月11日

千葉県弁護士会 会長 湯川 芳朗



今月6日、特定秘密保護法案は参議院で強行採決により可決成立した。

当会は、法案に対する国内外の多くの反対の声を無視してなされた国会審議と強行採決に対して強い怒りをもって抗議する。

本法案は、防衛大臣、外務大臣、警察庁長官など行政機関の長の判断によって、国家の保有する情報を秘匿でき、秘密指定された情報を国民に知らせることや国民が知ろうとすることなどを重罰をもって禁止するものであり、表現の自由、知る権利、学問の自由、思想良心の自由その他の基本的人権を侵害し、民主主義に対する脅威となるものである。

本法案は、その立案過程が十分に公開されておらず、わずか1ヶ月余りに具体的な条文が明らかにされたばかりである。法案の内容が示されるやこの法案に対してはその人権侵害性と非民主主義的内容について、国内外の多くの個人や団体から批判と反対の声が寄せられ、廃案を求める声は日増しに大きくなった。

国会や裁判所への情報提供の在り方、違法秘密を排除するための第三者機関によるチェック、特定秘密の指定及び解除手続き、秘密指定された情報の管理の在り方など、様々な問題点が指摘されているにもかかわらず、何ら手当がされていない。

それにもかかわらず、衆議院と参議院ともに十分な審議をすることなく強行採決をするに至った。

本法案の廃案を求める声や慎重審議を求める声を無視し、全国民の代表としての立場を忘れ、本法案に賛成した全ての国会議員に対し強く抗議する。

今求められているのは、国家による情報の秘匿ではなく、国民に対する情報公開である。国民に国家の保有する情報が公開されることによってこそ、民主主義が守られ平和で安全な社会を構築できる。

当会は、本法案によって、知る権利を含めあらゆる基本的人権と民主主義が侵害されることのないよう、これからも全力で取り組むことをここに宣言する。

以上